

パブリックコメントによる定期報告案に対する意見と意見に対する考え方

No.	ページ	行	御意見等の内容	御意見に対する考え方	ページ	行
1	16	353-357	「只見町の野生動植物を保護する条例」に「ライトトラップによる昆虫採集は禁止することが定められている」とあるが、同条例にライトトラップの禁止という記述は無い（「野生動植物に対して大量に捕獲等をする行為は禁止」との記述はある）。条例の内容を改変した記述は不適切ではないか。	御意見いただきありがとうございます。「只見町の野生動植物を保護する条例」に基づく保護基準において、“野生動植物に対して大量に捕獲等をする行為”を昆虫等を捕獲するライトトラップとして定め、これを禁止しております。下記のとおり表現を改めました。 野生動植物に対して大量に捕獲等をする行為（ライトトラップによる昆虫採集）	16	356-357
2	16	349-350	「従前より希少な野生植物の盗採・採集などが地域の生物多様性を損なうものとして問題視されていた」とあるが、6.2章にモニタリングの実績の記載が無い以上、根拠がないのではないか。	御質問いただきありがとうございます。 町民により提供される野生植物の盗採・採集に関する情報やそうした行為による地域の生物多様性が危ぶまれるという町民の声を根拠としております。		

No.	ページ	行	御意見等の内容	御意見に対する考え方	ページ	行
3	105	2449-2468	「只見町の野生動植物を保護する条例」の施行により事実上ライトトラップを禁止したことで希少昆虫の保護に貢献した旨の記載が各所にあるが、本章（6.2 過去 10 年間にわたって実施されてきた調査やモニタリング活動の主なテーマを概説）の「（2）Tadami BR 内の自然環境および野生生物の保全のためのモニタリング」項には昆虫に関するモニタリング実績の記載が一切無いのは根拠がないのではないか。また、同条例には「町は、野生動植物の保護・保全に積極的に取り組むとともに、町が行う各種事業において、最大限、野生動植物及びその生息・生育場所の保護・保全に努めなければならない。」とあるにも関わらず、生育場所（環境）の保護活動という直接的に動植物に貢献できる活動の実績が記載されていないのはなぜか。	御意見いただきありがとうございます。 【「只見町の野生動植物を保護する条例」の施行によりライトトラップを禁止したことで希少昆虫の保護に貢献してきた根拠について】 只見町は「只見町の野生動植物を保護する条例」に基づき町民へ”只見町野生動植物保護監視員”を委嘱し、町内の野生動植物の保護・保全のための巡視活動を行っております。只見町野生動植物保護監視員からの報告や他町民から提供される情報によるとライトトラップは条例制定前より減少しており、同条例に希少昆虫の保護に貢献していると考えております。 【野生動植物の生育・生息場所（環境）の保護活動について】 これについては下記のような事業を実施したことを記述させていただいております。 ・ただみ観察の森の指定と整備事業（58ページ、1431行以降） ・大曾根湿原の保全事業（60ページ、1464行以降） 一方で、公共事業や民間企業活動により野生動植物の生育・生息場所が破壊・改変される事例も生じており（64ページ、1598行）、条例の遵守が強く求められます。		
4	91	2134	「（4）環境配慮型農業の育成・振興」の指標としてエコファーマー認定数が記載されているが、エコファーマー認定制度はみどりの食料システム法の施行にともない令和4年で廃止されており、既に新規の認定は行えない状況です。従って、エコファーマー認定数は指標として不適切ではないか。 参考ページ： https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/74/139833.html	御意見いただきありがとうございます。 ”エコファーマー”は削除し、”福島県環境負荷低減事業活動実施計画の認定”を加えました	91	2137
5	19	410	福島県猟友会南会津支部只見分会会員の高齢化は深刻だったが、ここ数年で若手狩猟者が増え、似たような自然環境の猟師たちとの交流を交えながら、自然を敬う狩猟文化の継承が期待される。只見町は江戸後期から昭和にかけて秋田県の阿仁マタギが出稼ぎで狩猟をし、地元住民に技術を伝授した伝統的な狩猟文化継承地である。	御意見いただきありがとうございます。下記の一文を加筆いたしました。 近年は、こうした被害を防ぐことや狩猟文化に関心のある若者（30-40代）の狩猟者が増加傾向にある。	19	417

No.	ページ	行	御意見等の内容	御意見に対する考え方	ページ	行
6	19	427	「山間地域の諸問題を解決する手段として、こうした自然環境・天然資源とそれを拠り所にした伝統文化・生活を生かした地域振興を図ることを持続可能な開発の方針とした」ことに賛成である。只見町の真の宝は、豊かな自然を維持しながら活用してきた只見町住民の価値観やノウハウであり、住民がこれまで営んできた利用方法にこそ、自然と共生するヒントが受け継がれている。	御意見いただきありがとうございます。 只見ユネスコエコパークの大きな方針の一つとなっておりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。		
7	26	745	入会慣行における天然資源の持続可能な利活用に着目して、継承していくことに賛成である。各自の採り場が明確なことで、資源を絶やさないうよう自制し、自然林の維持管理につながっている。	御意見いただきありがとうございます。 只見ユネスコエコパーク内の入会慣行は持続可能な天然資源の利活用の一つのモデルであり、引き続きの継承や発展へご理解とご協力をお願いいたします。		
8	36	949	白神山地ユネスコ自然遺産の拡張構想に只見町が加わることについて、住民はそのメリットとデメリットを十分に知る必要がある。青森県の西目屋村砂子瀬集落は伝統的な目屋マタギの集落であったが、世界遺産登録によって採集や狩猟を禁じられ、住民の生活は一変した。一方、津軽ダムの建設が計画され、住民は「何も得られない山を子孫に残しても仕方がない。補償金を残した方がよい」と団結して土地収用に応じた。一帯の自然のうち線引きされた内側は調査以外の立ち入りが制限され、外側は掘削されてダムに沈んだ。消えたのは山と共に生きてきた住民の暮らしである。また保護エリアにおいて住民による圧力がなくなったため、禁漁区での密漁が増えた。パトロール制度を設けたが、広大な河川での取り締まりは難しい。秋田県側の藤里町についても、当初から観光に力を入れているが、現在、通年営業の宿泊施設は1軒のみである。世界自然遺産登録は、地域の活性化事業ではないので、住民が誤解しないような説明が必要である。	御意見いただきありがとうございます。 ユネスコエコパークとユネスコ世界自然遺産は、制度的に相容れないものではありませんが、その制度目的においてユネスコエコパークは人と自然との共生、世界自然遺産は自然環境の厳正保護となっておりますので、それらの違いや御意見にあるような課題を理解した上で、地域として何を選択していくかが重要であると考えます。		
9	36	973	少子高齢化は都心を含めて全国的な傾向であり、只見町は限界集落のような過疎地域ではない。三世代同居が多く30~50歳代の若い世代が家を継いで、商店や事業所の後継者も比較的安定している。私の住む集落の運営役員も、戦前生まれの親から子へと世代交代して維持されている。現役世代は仕事や自治活動で忙しいので、募集をかけても集まらない。事業所や集落など組織を通じた協力を検討した方がよい。さらに次の世代は人口が著しく減少するので、未来を検討するときは少人数で町を維持できる変革が必要だろう。	御意見いただきありがとうございます。 若手のBR参画はこの10年の課題であり、次の10年の管理運営計画・行動計画の策定において具体的な対策を検討する必要があります。		

No.	ページ	行	御意見等の内容	御意見に対する考え方	ページ	行
10	68	1697	<p>5.開発機能について。</p> <p>土木建設業は只見町の主要産業である。多雨多雪で地崩れの多い只見町は、河川や道路、用水路、住宅を常に修繕しながら維持している。土木建設業者はその一線で山と対峙してきたエキスパートであり、先祖代々の土木普請で培われてきた知恵と、習熟した技能によって私たちの生活は維持されている。また只見町は昔ながらの集落運営が根付いていて、集落が自主管理する道路や用水路が多い。区民が普請によって管理できる背景には、土木建設業の技能者が集落内にいて、山をよく知り、指揮をとっていることが大きい。さらに入会慣行による山菜キノコ採集者の生業は、土木建設業が多い。この業界には、春や秋の採集シーズン、田植え、稲刈りなど、家の仕事に合わせて仕事を休む慣習が残っている。そして冬は除雪業に従事し、四季折々の自然環境に合わせた働き方である。今後、山菜キノコ採集、漁撈狩猟など山に携わる後継者を育てるには、自然の営みに合わせた働き方ができる職場環境が重要である。</p>	<p>御意見いただきありがとうございます。下記の内容を加筆いたしました。</p> <p>一方、こうした統計情報からは読み取ることができないが、山菜・きのこのなどの森林資源の伝統的な採集により収益を得ている人の多くは、統計情報にあるような産業に従事し、兼業で活動を行なっている。</p>	69	1715-1717
			<p>農業について、規模の大きな農家は企業努力で順調に運営していると思う。一方、これまで各世帯が自家消費用に耕作してきた小さな水田は後継がず、規模の大きな農家に委託するか、耕作放棄する流れが加速している。これまで住民の大半が自分の田んぼで米を作ってきたことが、地域共有の価値観の基盤にあったが、今後は変化するだろう。日本の風土を理解するうえで、稲作を実践することは机上の学習より効果がある。小さな水田の後継者も支援できる取り組みがほしい。また耕作放棄地の草刈りについても課題である。</p>	<p>御意見いただきありがとうございます。下記の内容を加筆いたしました。</p> <p>稲作については今後の取り巻く環境を見据え、ユネスコエコパーク地域として自然と共生する農業のあり方を検討する必要があると考えます。</p>		
			<p>入会慣行における山菜について、国有林から採取する山菜の主力はゼンマイである。ゼンマイはひと株から2、3日おきに2、3回採取するので、そのタイミングをコントロールするには、各世帯の採り場を決めた方が効率がよい。その際の公平さは集落を維持するために重要であり、入札や山代など様々な仕組みが根付いている。只見町の乾燥ゼンマイは現在も1kg 10,000円~15,000円で売買され、採取期間の2~3週間で得られる収入は普段の日当より多く、大切な地場産業である。山菜の生産量としては、塩蔵ワラビが最も多い。昭和前期に盛んだった養蚕用のクワ畑やカヤ畑、田畑などが廃れてくると、手のかからないワラビ栽培に転用する人が増えた。ワラビは1カ月以上にわたって採取でき、生の販売、収穫体験、塩蔵加工というように多様な収入が得られる。最近はアク抜きの手間がないコゴミのニーズが高まり、宅配便の発達も重なって通信販売が増えている。</p>	<p>御意見いただきありがとうございます。</p> <p>入会慣行に基づく伝統的で持続可能な山菜採集は、只見ユネスコエコパークの登録の一つの大きな要因でもあり、重要な地場産業として開発機能の発展における柱の一つでもあります。</p>		

No.	ページ	行	御意見等の内容	御意見に対する考え方	ページ	行
			<p>野生キノコについては、平成 24 年に県へ提出したコウタケが 100 ベクレルを超えたことで、町内すべての野生キノコに出荷制限がかかっている。解除に向けたモニタリング調査に熱心に取り組んだことで、マイタケ、ナメコ、ブナハリタケ、ナラタケ、ムキタケ、クリタケの 6 品目が解除となり、マツタケの検体提出を継続している。いずれのキノコも当初から 100 ベクレルに満たない、または検出されないが、制度上の出荷制限である。今後は需要のあるエゾハリタケ、ヒラタケ、マスタケについても県の担当者と協力して制限解除に取り組んでいく。</p> <p>只見町は平成 17 年まで原木ナメコの栽培が盛んで、大切な地場産業であった。天然資源の持続可能な開発を考えた時に、国有林内の天然木を正当な調査をおこなったうえで計画的に利用し、原木キノコの栽培をおこなうことは理想だと思う。特に只見町におけるブナは、風雪による倒木が多く、再生力も高い。山中には、かつての鉱山が点在し、周辺には自然に再生したブナの二次林が多いが、生態系は豊かである。専門の研究者、森林管理署、入会慣行に基づく集落住民、山岳地での伐木技能者などが協力しておこなう地場産業として、キノコの原木栽培はユネスコエコパークに認定された只見町に適していると思う。</p>	<p>入会慣行に基づく伝統的で持続可能なキノコ採集も上記と同様であり、出荷制限の解除によるさらなる発展も期待されます。</p> <p>御意見いただきありがとうございます。 過去の経過を踏まえ、民有林での原木ナメコ栽培・ブランド化を進めつつ、天然林の調査を進めることが良いかと考えます。</p>		
11	82	1871	<p>食文化の継承について、狩猟によって得たツキノワグマの骨や肉、脂と、ダイコンやジャガイモなどの根菜を煮こんだクマ汁は、来客をもてなしたり、慰労会として大勢で食するなど、只見町のごちそうであった。2 月第 2 週末に開催される雪まつりイベントで人気の郷土料理であり、出荷制限によって食せなくなったことは、大切な食文化が途絶えたことになる。あわせて 狩猟や解体、調理法などの文化も途絶えることになる。</p>	<p>御意見いただきありがとうございます。 平成23年の東京電力福島第一原子力発電所事故とそれに伴う野生鳥獣の出荷制限は、狩猟文化・技術、食文化の継承に大きな影響をもたらしており、一度失われた技術・文化を復活させることは非常に困難です。こうした技術・文化を継承するために、科学的な根拠に基づき障害が取り払われることが必要です。</p>		
12	98	2383	<p>『自然首都・只見』学術調査研究助成制度について。出荷制限が継続している野生キノコや野生鳥獣について、放射性物質の影響に精通した専門家による調査を希望する。</p>	<p>御意見いただきありがとうございます。『自然首都・只見』学術調査研究助成制度は研究者らが考えた調査研究テーマが応募されるものになっており、地域が必要とする調査研究テーマと一致するものとは限らないものです。</p>		

No.	ページ	行	御意見等の内容	御意見に対する考え方	ページ	行
13	119	2848	ゼンマイの採取加工をおこなう世帯はまだ多く、大切な地場産業である。只見のゼンマイは、今も価値の高いブランドであり、復活ではなく、維持継承するための取り組みが大切である。	御意見いただきありがとうございます。写真6-10のキャプションを下記のとおり修正しました。 【修正前】只見地域の伝統産物であるゼンマイの加工作業（ゼンマイ揉み）。かつては只見地域の乾燥ゼンマイは全国的なブランド品であった。天然資源の伝統的な利用文化の継承とブランドの復活が期待される。 【修正後】只見地域の伝統産物であるゼンマイの加工作業（ゼンマイ揉み）。只見地域の乾燥ゼンマイは全国的なブランド品である。只見ユネスコエコパークの活動方針のもと天然資源の伝統的な利用文化とブランドの維持・継承が期待される。	119	2850-2852
14	95	2267	5のまとめについて。開発機能の専門職員を配置することに賛成である。ユネスコパークは天然資源を絶やさず開発への取り組みが特長だが、報告書や予算をみると後方支援機能事業が大半で、開発機能は『自然首都・只見』伝承産品のブランド化支援事業にとどまり、これはパイロット事業とある。私はまず、今ある既存の産業や自治組織について再評価したい。そして技能継承と後継者育成に力を入れてほしい。たとえば只見町の住宅は地元のスギやクリ材を地元の製材所がひいて、地元の大工が豪雪に耐える伝統的な工法で建ててきた。文化として調査研究するとしても、今なら実際の現場で直接職人から話を聞くことができる。しかしあと10年すると途絶える可能性が高い。製材所が1軒になり、伝統工法の大工は50歳代が最年少であり、伐木技能者も植林ではなく山岳地で天然木を倒せる人は数名だ。今なら継承事業として地域おこし協力隊員を製材所に派遣したり、既存の地元材を推進する事業や空き家活用する事業を、ユネスコエコパークの事業に関連させるなど、実践的な対策を展開できる。たとえば町内に張り巡らされている用水路についても、かつてロウソクの明かりで高低差を測りながら、山から集落へ引いたと聞く。現在も冬の雪崩や倒木など除去、堀払い、草刈りなど、山間部の生活に欠かせない開発の基盤になっている。今ある只見町の暮らしそのものが、持続可能な開発の典型例であり、そのことをユネスコエコパーク事業とつなげる開発機能の専門職員が必要だと思う。	御意見いただきありがとうございます。 案に記述のとおり自然環境や伝統的な生活文化を活かした開発機能を成功させるためには、ユネスコエコパークを担当する部署への開発機能担当職員の安定的な配置、関係部署での開発機能に関するBR事業の強力な推進、およびこれら部署間の情報共有・連携の体制を設けることが非常に重要です。		
15	21	474-475	「2021年に結成された只見町公認自然ガイドも所属する“ふるさと只見自然案内人協会”が」は只見町公認自然ガイドが2021年に結成されたようにも読めるので、「只見町公認自然ガイドを中心に2021年に結成された“ふるさと只見自然案内人協会”が」とした方が分かりやすい。	御意見いただきありがとうございます。御意見のとおり修正いたしました。		

No.	ページ	行	御意見等の内容	御意見に対する考え方	ページ	行
16	44-48	1156-1246	国道289号八十里越区間の叶津川畔には、福島県動植物レッドリストの絶滅危惧ⅠA類に指定されているオオシラヒゲソウ <i>Parnassia foliosa</i> Hook.f. et Thomson var. <i>japonica</i> (Nakai) Ohwi が生育しており、その保全に配慮することも課題である。	情報提供ありがとうございます。道路建設主体であり、河川管理者である福島県に情報を共有してまいります。		
17	51-52	1315-1319	滝湖に堆積した土砂を上流部の田畑やわらび園などに搬出・堆積させても、やがて風雨による浸食により流されて、また滝湖に堆積することになる。加えて、そのような大規模な埋め立ては自然生態系への影響が大きくBRの理念にそぐわないと考える。一方で、日本各地で海岸の砂浜が縮小しているが、その原因として、ダム建設により河川から運ばれる土砂が減少したことが指摘されている。このため、滝湖など只見川水系のダム湖に堆積する土砂については、河口のある海岸まで運び出す、あるいは、順次、下流側のダム湖に排出する対策をとるべきである。	御意見いただきありがとうございます。 この課題の解決のためには、電力会社、国、県、地域の利害関係者の協力・協働のもと、総合的な土砂管理を実現する必要があります。		
18	55-56	1349-1358	集落地内などに、特定外来生物に指定されているオオキンケイギク <i>Coreopsis lanceolata</i> や福島県ブルーリストに指定された外来種キショウブ <i>Iris pseudacorus</i> 、コウリンタンポポ <i>Hieracium aurantiacum</i> L. が侵入し分布を拡大しているため、住民への啓発や除去などの対策が必要である。	御意見いただきありがとうございます。 只見BR域内でも特定外来生物などが目立つようになっており、住民や関係機関へ情報共有するとともに、計画的な防除が求められます。只見町役場交流推進課ユネスコエコパーク推進係では町広報誌などを通じて町民へ情報を提供しております。		
19	66-67	1626-1648	(同上)	同上です。		
20	91	2127-2129	只見町公認自然ガイドの人数は、只見町が育成・認定することにより決まるので、エコツアー需要やツアーガイド収入とはあまり関係しない。このためエコツーリズム振興の度合いの指標とするには不適當である。ただし、「只見町がエコツーリズム振興にどれだけ務めているか」の指標にはなりうる。	御意見いただきありがとうございます。 「エコツアー需要やツアーガイドによる収入、すなわち、Tadami BR」を削除し、「只見町によるエコツーリズム振興の度合いに影響を受ける。」としました。	91	2131